

～ 国際研究 ～

ベトナム判決書マニュアル作成支援

弁護士 井 関 正 裕

第1 判決書の目的と機能

判決書には、次の機能と目的がある。

- 1 判決書は判決の内容と法的効力を明らかにする。
- 2 その判決の理由を説明し、当事者を説得し、当事者が不服申立をするための資料を提供する。以上は裁判制度から来る直接の目的と機能である。
- 3 判決書に理由を記載することにより、裁判官は自己の思索を再検討し、思索を更に深めることができる。この機能は大変に重要である。これにより裁判の質が高まる。良い判決は翻って良い審理をすることにつながる。この機能は、ベトナムではあまり認識されていない。
- 4 判決書に理由を付することは、その判決書が公表されることと相まって、判決が法と証拠以外のものに影響されることを防ぐ機能を持つ。発展途上国では、裁判が法と証拠以外のもの、例えば権力者の介入、賄賂などにより歪められているのではないかとの疑いを持たれやすい。判決書の理由は建前として法と証拠以外のものを引用することは出来ないから、理由を詳しくすることは法の支配を強める方に向かう。
- 5 理由の書かれた判決書は、裁判官や学者の参考となり、広く司法界のレベルを上げることになる。類似する事案につき紛争を予防することができる^{*1}し、また、判例制度のもとでは判例法を発展させることになる。

第2 日本の判決書

日本の判決書は長い歴史を有している。江戸時代の裁判でも判決書が作成されていた。その判決書の形式は明治時代にもそのまま引き継がれた。判決書は現在まで変化はしてきたが、継続的な改善であって、断絶があったことはない。大きな傾向としては、判決書が長くなり、理由が詳しくなってきた。世界の他の国の判決書に比べても詳しい^{*2}。

日本の民事裁判では、陪審制を採る国とは違って、事実認定についても理由が記載され、しかもそれが詳しい。これが事実認定理論の発展に寄与している。

^{*1} 2004年民事訴訟法1条は、「民事訴訟法は、・・・人民が真摯に法を遵守するように教育する。」としている。

^{*2} 最高裁判所事務総局編，外国の民事判決書に関する参考資料1990年，法曹会。西ドイツ，フランス，アメリカ，イギリスの判決書が紹介されている。

このように日本の判決書には洗練された詳しさがあるが、それをそのまますぐに発展途上国に持ち込むことはできない。良い判決書のためには、単に書式を整えるだけでなく、事案分析、法的思考、事実認定、法律解釈、表現などの能力を要するし、日本では一応の民事判決を書くことが出来るまでに、数年の裁判官経験を要している。しかし、判決書に必要とされる基本条件があるから、判決書マニュアルについて日本が支援する価値がある。

第3 支援の開始

2003年6月27日、JICAとベトナム政府関係諸機関との間で、法整備支援プロジェクト・フェーズ3（2003年7月1日から3年間）の協議議事録（Record of Discussions）が取り交わされ、同フェーズ3の目指す成果の一つとして、ベトナムにおいて「判決書が標準化され、すべての法律専門家にとってアクセス可能な判例の編集が行われること」が掲げられた。ただ、協議議事録にいう「判決書が標準化される」とは判決書の形式的統一のこのようにも読める不明確な表現であった。

支援のために日本側では、判決書・判例整備共同研究会が2004年1月に発足し、これが主体となって支援を担当した。その委員（マニュアル案がほぼ確定した2006年3月までの時期に限る）は、裁判官宮崎謙、弁護士塚原長秋、ICD教官山下輝年（2004年3月まで）、同関根澄子（裁判官、2004年4月から）、同森永太郎（2004年5月まで）、同丸山毅（2004年5月から）の諸氏であり、委員長が私（当時関西大学法科大学院特任教授、もと大阪高等裁判所部総括判事）であった。JICAベトナム事務所では、主として裁判官出身の長期専門家榊原信次（2005年5月まで）と同國分隆文（2005年5月より）の両氏が担当した。同委員会の支援は民事第一審判決書に集中した。

ベトナム側は、最高人民裁判所（SPC）裁判科学研究所長Ngo Cuong、同労働裁判所長Nguyen Viet Coung、同民事裁判所長Do Cao Thangの諸氏ほかのワーキング・グループ（WG）であった。

第4 日本が起草支援をした民事訴訟法の成立

2004年6月、ベトナム国会は民事訴訟法(24/2004/QH11, 15/06/2004)を可決成立させ、従前の民事・経済・労働訴訟解決法令を廃止した。民事訴訟法案起草には日本が支援を行い、私もそれを担当した^{*3}。改正は多くの点に及ぶが、判決書に関係する主なところは次のとおりである。

1 申立主義（5条）

裁判所は申立ての範囲でのみ判決するとの規定が置かれた。同時に訴状には「裁判所による解決を申し立てる具体的な事項」を記載することとし（164条）、反訴は本訴の提起手続に従わねばならないとされた（178条）。従前は、社会的紛争が訴訟物のように考え

^{*3} 民事訴訟法の仮和訳と支援担当者の解説はICDNEWS第21号。英訳は、
http://vbqpl.moj.gov.vn/vbqp/en/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=7842

られ、裁判所はその社会的紛争に含まれる法律問題をすべて解決する扱いがされ、反訴状が提出されていなくとも原告に支払を命じる判決がされていた。

2 自白（80条2項）

相手方が認め又は否認しない事実については立証が必要でないとの規定が置かれた。これも従前にはなかった規定である。

3 公判証拠主義（236条3項）

公判で取り調べ、検討した証拠でなければ判断の基礎とはできないとされた。従前は公判前に当事者の関与なく行われた事前調査で収集した証拠が判決の基礎とされていた。

4 公判審理と判決言渡しまでの期間（236条5項）

判決は公判審理終了後5日以内に言い渡せばよいことになった。従前は公判審理終了後暫くの合議ののち即日言い渡されていた。これにより事案の検討と判決書作成のために時間を使うことができるようになった。

5 判決書の記載事項（238条）

判決書は、導入部、事件内容部、裁判所の評価部と、裁判所の決定部で構成され（3項）、事件内容部では請求を、評価部では適用法条及び請求を認め、又は認めない根拠の分析を記載しなければならない（4項）。決定部では請求に対する裁判所の決定、訴訟費用、控訴権について記する（5項）。

6 裁判体

裁判体は常に合議体である（14条、憲法131条）。一審では、裁判官1名と参審員2名で構成される（52条）。

民事訴訟法が制定されたこの時期に判決書マニュアルを作成するのは、時機を得たものであった。私は民事訴訟法制定支援を担当したので、新法を良く知っていたが、ベトナム裁判官は未だ慣れていないため、それを判決書にどのように反映したら良いのかを理解できていなかった。

第5 最高人民裁判所の判決書書式通達

民事訴訟法施行後間もない2005年3月31日に最高裁判所裁判官評議会通達（01/2005/NQ-HDTP）が發布され、民事第一審判決書の書式が定まった。これにより、ベトナムWGのマニュアル作成が先に進み易くなった。この決議は書式を定めただけであって、事件内容欄、評価欄^{*4}及び決定欄の内容を定めたものではない。それは本マニュアルの仕事であった。

^{*4} 民訴法238条は、日本判決書の事実及び争点に該当する部分を「事件内容」、理由に該当する部分を「裁判所の評価」、主文に該当する部分を「決定」と規定している。この通達はこれらを「認知」、「評価」、「決定」と書き、完成した判決書マニュアルは「確認した結果」、「検討した結果」、「決定」と呼んでいる。私の紹介では、民訴法に従い「事件内容欄」、「評価欄」、「決定欄」と呼ぶことにする。なお「認知」とは、事件の内容を裁判所はこのように理解し認知するとの意味らしい。

第6 従前のベトナム民事判決書

日本がまず行ったのは、ベトナムの判決書の分析・検討であった。民事一審・控訴審判決書16件を入手し検討し、法廷傍聴などをした結果、次のことが判明し、非常に驚いた。これら判決書は2004年民事訴訟法施行以前のものである。

1 判決書の構造

導入部分（事件番号，判決日，裁判官及び当事者など），事件内容部分（日本判決の事実及び争点に当たる。），評価部分（日本判決の理由に当たる）及び決定部分（日本判決の主文に当たる。）で構成される。

2 事件内容欄

訴状，答弁書の記載だけが記載され，公判での主張が記載されない。事実関係がまず記載されるが，当事者一方の主張なのか，裁判所の認定事実なのか，争いがない事実なのかも判然としない。その記載は物語調であって，争点（要件事実）に関係のない周辺事情が多く含まれているため，冗長であって，事件の争点がどこにあるのかが浮かび上がってこない。事実と紛争を記載したのち，原告はその解決を求めたとのみ記載し，原告がどのような判決を求めたかが記載されないものもある。反訴があったのかどうか不明確でない。

3 評価欄

事実が物語状に記載される。争いのある重要な事実（日本でいう要件事実）もその物語の一部としてさらりと記載され，重点が置かれぬ。このような書き方を理由をWGに尋ねると，事案の全体像を理解するためとの説明があった。この書き方は歴史的順序に従えば良いから書きやすいのであろう。

これらの事実がどの証拠により認定したのかが記載されないことが多い。争いのある事実の認定について，証拠が引用されることが少ないのみならず，事実認定理由が殆ど示されない。

判決理由が分かりにくい。争点が明確になっていないこととも関係があろう。

法律の理解が争点であるときも，事実の記載から直ちに結論が示され，当事者の法律理解が誤っていることの説明もされない。当事者の主張や証拠，部分的事実認定を羅列的に記載した上で，「以上の根拠から」等とのみ記載して，直ちに結論を記載していたりする。

判決書で法令の解釈が示されることは全くない。法令の解釈を示すことは裁判所の権限の範囲にないと理解されているからである^{*5}。

*5 1992年ベトナム憲法は，国会議長，副議長及び国会で選ばれる委員により構成される国会の常設委員会である国会常任委員会（90条）の責務・権限として，「憲法、法及び布告の解釈をする」（91条3号）と定めている。この規定があるために，裁判所や裁判官には法律の解釈権はないと考えられている。裁判所は具体的事件につき判決をするに際し，法規の解釈適用が必要であるが，法規の条文を引用しても，それをどのように解釈したかは判決書に記載しない。このことはベトナムで最上位の裁判所である最高人民裁判所裁判官評議会の決定でも同様である。

4 決定欄

一部請求棄却が主文に記載されないことがある。

建物明渡請求訴訟において、改築費用返還の反訴があることが事件内容欄に明記されていないのに、改築費用を原告が被告に支払うように命じている例がある。

また、被告と利害関係人との間の紛争については、当人同士において解決することを認めるとか、家屋明渡請求を認容するに当たり、被告が次に住むべき代替の住宅の賃貸借契約の締結を義務づけるとかの主文が記載された例がある。

5 判決は審理終了後即日言い渡される。

6 判決書は公判前に書かれているらしい。

第7 支援の進行

2004年5月より2006年2月までの間に、判決書マニュアル案作成支援のため、日本側研究会委員がハノイに3回出張してセミナーを行い、ベトナムWGのメンバー14人を日本に招へいしてセミナーを行った。ほかにも書面によるコメントを数回行った。

日本側が支援において重点を置いて行ったのは次の点であった。

1 2004年民事訴訟法を説明し、それに応じた判決書の記載を提示した。支援当初はまだ民訴法が施行されておらなかったためか、WGの反応は芳しくなかったが、徐々に理解が得られた。

具体的には、申立主義の関係では、事件内容欄に請求を明確に記載すること（民事訴訟法238条4項）、評価欄では請求のすべてについて判断を示すこと、主文では一部請求棄却を主文に記載すること、本訴の手續に準じた手續で反訴がなされていなければ、原告に支払いなどを命じてはならないこと、反訴も事件内容欄に記載することなど。

自白の関係では、相手方が認めた事実又は相手方が否認しない事実は、証拠に認定せず、80条を適用すること、これにより争いのある事実だけを証拠で認定すること。

証拠の関係では、争いのある事実はすべて具体的な証拠を引用して事実認定をすること、引用できる証拠は公判で取り調べ確認したものに限られること。

2 ベトナム判決書の前記問題点を指摘し、次の具体的改善案を提示した。

事件内容欄や評価欄では、重要な事実^{*6}に重点をおいて判断し、それ以外の事実とは区別すること。

評価欄では、簡単で良いから事実認定の理由を記載すること。

評価欄では、適用する法律を引用すること。その法律が適用されることについて、法解釈を記載しないにしても、その法が適用される理由となる重要な事実を指摘するだけをしてはどうか。

決定欄には、請求の当否の判断ではない事項は記載しないこと。支援の当初段階で、

*6 「重要な事実」は日本でいう要件事実を念頭に置いた表現である。私たちのベトナム側に対する説明では、要件事実論の導入は難しいと判断し、「重要な事実」との用語を用いた。

従前の判決書の決定欄を検討した結果と改善策を書面で提示し、これは直ちに受け入れられた。

- 3 マニュアルの作成については、前記1、2をマニュアル本文で説明すること、マニュアルでは、原則の説明だけではなく、よく現れる事案についての記載例を付加すること、そのほかに参考判決を数個付加すること、参考判決は本文の記載と矛盾がないようにすること、参考判決の数は多く過ぎると、相互に矛盾が生じたり、本文との齟齬が生じるので数個が限界であることを指摘した。

第8 ベトナムWGとマニュアル案

当初は、ベトナムWGは判決書書式にしか関心がないのかと感じていたこともあったが、SPCの判決書書式通達が発布され、日本側の説明により、民事訴訟法の判決書への具体化、説得力のある判決書への理解が進んでいった。日本側が最後に力を入れたのは、判決書記載例と参考判決書であった。

2005年7月、ベトナムWGは、マニュアル第一次草案と参考判決案20通を作成した。同年9月には本邦研修が行われた。そのほか國分隆文長期専門家と共同研究会がコメントを行った。マニュアル本文は、日本側の意見や本邦研修の結果を踏まえ、相当にレベルの高いものとなったが、本文の記載を記載例や参考判決に具体化することに困難を感じているようであった。

2006年1月に、ベトナム側WGは判決書マニュアル最終案を作成し、SPCフオン副長官に提出した。

しかし、フオン副長官はその案を直ぐには承認せず、日本側は早く承認してくれるように書簡を送ったりしたが、そのまま時間が経過した。承認できない理由又は作成すべき方針が示されれば、それに従って改訂することもできたのであるが、理由や方針はWGに知らされなかった。

3年8か月過ぎた2009年9月、フオン副長官は、確定したマニュアルをSPC担当者に交付した。かつての日本側研究会メンバーや長期専門家は、既に別の仕事に就いていたが、マニュアルがお蔵入りになることはなく、やっと確定したことを聞いてほっとした。2009年12月にマニュアル5,000部の印刷が完成し、ベトナム全裁判官に配布された。

第9 完成した判決書マニュアル

- 1 完成した判決書マニュアルの内容は、序文、総論、民事判決書（一審、控訴審）、刑事判決書（一審、控訴審）及び参考判決書（民事一審判決書は11通）とSPC判決書書式通達となっている。その民事判決書（一審）までの部分と民事一審判決書1通は、本号に掲載しているの、ご覧いただきたい。
- 2 注目すべき点として次の点が指摘できる。
 - ・このマニュアル本文では、一般的な説明のほかに多く現れる離婚・相続、契約・不動産、労働事件についての記載例を示している。

- ・導入欄の形式的記載事項は明確に定められた。
- ・事件内容欄では、訴えの変更があった場合は最終的な請求だけを記載することとされた。
- ・請求は、箇条書きで明確に具体的に記載することとなった。これにより民訴法5条の申立主義の適用の幅が明確となる。民訴法164条1項gは訴状に記載すべき事項として「裁判所による解決を申立られた具体的な事項」と規定しており、これが従前のように社会的紛争を示しているのか具体的な権利関係なのかが不明確であった。このマニュアルは具体的な権利主張と解釈している。従前に比べると明らかに当事者主義の方向に向かった。
- ・評価欄では、民訴法80条により自白が成立する事項については、証拠により認定することなく、まとめて同条により認定すべきとしている。これにより争いのある事実の認定に重点が置かれることになる。
- ・民訴法80条の適用のある事実以外については、証拠により認定すべきであり、その認定に用いた証拠を示すべきとされた。極めて望ましい。しかし、証人の信用性の理由について説明する必要性がないとしている。信用性を言葉で説明するのが難しいからこのような記載となったのであろうが、将来はある程度の説明が望ましいであろうし、参考判決書の中にはそのような説明をした例もある。
- ・当事者の各主張に対し判断を示すべきこととされた。
- ・決定欄では、一部請求棄却を記載すべきとされた。しかも記載の仕方は日本判決書以上に明確である。例えば、100万ドルの請求に対し70万ドルだけを認容する場合、日本判決書は「その余の請求を棄却する。」と書くが、このマニュアルは「原告の30万ドルの請求を棄却する。」と記載すべきとしている。

3 しかし、他方次の点も指摘できる。

- ・原案のうち本文における一般的な説明が削除されたところがある。これは残した方が良いと思うのだが、その一般的な説明の内容につき賛同が得られなかったためか、マニュアルにはそのような一般的な説明は不要であると考えられたのかは明らかでない。
- ・日本側は、事件内容欄でも評価欄でも、その請求の当否を判断するにつき重要な事実重点をおいて記載し、認定すべきであることを強調し、マニュアル最終案にも取り入れられたが、最終的にはこの説明が削除された。しかし、記載例では重要な事実重点をおいて記載されている。
- ・判決書を書くことにより、判断を再検証することができ、判断をより良い内容に高めることができるとの考えはないようである。
- ・マニュアル添付の参考判決書は、本文の記載と矛盾するところや、同じ事項につき統一がとれていないところ、SPC通達に反する記載方法のものがある。

第10 いくらかの感想

判決書マニュアル支援には苦勞をした。私たちは、ベトナム側では判決書マニュアルは

書式の問題を解決すれば良いと考えているのではないかと思ったこともある。しかし、判決書は裁判官の思索を深める機能があるし、判決書は訴訟法や実体法の十分な理解の上に書かれるべきものである。

従前の判決書には多くの問題点があった。前記第6に記載したのは大きな問題点だけで、それ以外にも多くの問題点があった。日本側は、これらを指摘し、それを判決書の記載に反映させる助言を行った。またWGは一般的な理論（例えば申立主義）が判決書の記載にどのように現れるべきなのかを理解するのに困難を感じていたようであった。

完成したマニュアルは一応のものであるが、より良い判決書への一歩となると期待している。マニュアルは今後改訂が必要であろう。この改訂には再び日本側の支援が望ましい。

(本マニュアル及び付属の判決例は、独立行政法人国際協力機構（JICA）の御厚意により掲載させていただいたものである。)

最高人民裁判所

国際協力機構（JICA）

判決書作成マニュアル

著者

1. 最高人民裁判所副長官 ダン・クアン・フオン博士
2. 元最高人民裁判所労働裁判所長官 グエン・ベト・クオン
3. 元最高人民裁判所経済裁判所長官 ド・カオ・タン

序

裁判所の訴訟活動の主たる業務は裁判である。裁判所は国を代表して刑事・民事・行政事件を裁判し、裁判の結果は判決言渡しにより公にされる。そのため、判決書は極めて重要な訴訟文書であり、国と各団体の財産や国民の生命・財産・自由・名誉の保護に対する国の姿勢を直接示すものである。この重要性のため、憲法、人民裁判所組織法、刑事訴訟法、民事訴訟法にはすべて判決書の法的効力に関する規定がある。これらの規定により、法的効力を有する判決や裁判所の決定は、すべての個人・機関・団体に遵守され、執行されなければならない。判決や裁判所の決定を執行する義務を負う国民・機関・団体はそれを厳格に執行しなければならない。人民裁判所及び判決の執行を任される機関・団体は、その任務・権限の範囲内で厳格に判決及び裁判所の決定を執行し、その任務を遂行するに当たり法律上の責任を負わなければならない。

上記の判決書の法的意義及び重要性にかんがみ、判決書は正確・明確で、根拠に基づく説得力のあるものでなければならない。これまで、最高人民裁判所は判決書の作成手順を説明する以下の文書を公布してきた。

- ・各級の人民裁判所に刑事・離婚事件・民事裁判の判決書の作成手順を説明する 1961 年 12 月 19 日付最高人民裁判所第 2386/NCPL 号通達
- ・第一審・控訴審の判決書の作成手順を説明する 1969 年 3 月 3 日付最高人民裁判所第 01/UB 号通達
- ・第一審・控訴審の判決書の作成手順についての総括・周知に関する 1973 年 9 月 3 日付最高人民裁判所第 607/NCPL 号公文書
- ・第一審民事裁判の判決書の作成手順を説明する 1977 年 2 月 8 日付最高人民裁判所第 96/NCPL 号通達
- ・第一審刑事裁判・控訴審刑事裁判の判決書の作成手順についての総括・周知に関する 1973 年 9 月 14 日付最高人民裁判所第 612/NCPL 号公文書。この公文書の公布後、最高人民裁判所は第一審刑事裁判及び控訴審刑事裁判の判決書様式を公布した。

全体として、上記各文書に判決書を一貫的、論理的に書くために不可欠な要素を指摘したが、これらが作成されてから相当期間が経過し、現在の訴訟に関する規定に合致しない事項もある。また、一般的な内容のため、判決書作成に関わる者の判決書作成技能の向上に関する実務的要請に十分にこたえてはいない。

2004 年 7 月 1 日に施行された 2003 年刑事訴訟法及び 2005 年 1 月 1 日に施行された 2004 年民事訴訟法には第一審・控訴審に関する規定があり、最高人民裁判所の裁判官評議会が判

決書様式を含むこれらの法律の適用を説明する決議を公布した。ただし、裁判官評議会の決議は判決書様式の使用に関する一般的説明にとどまり、判決書の具体的な作成手順には言及していない。

最高人民裁判所は、一貫し、正確・明確で、根拠に基づき、説得力のある判決書を作成するため、国際協力機構による法整備支援事業の一環としての日本政府及び井関正裕教授の協力の下、『判決書作成マニュアル』の編集に取り組んだ。

本マニュアルの目的は裁判官、特に新たに任官した裁判官に判決書の作成に不可欠な技能を習得させることである。

本マニュアルは国家司法学院における判決書作成技能の学習・教育のための教材、各法律大学における有益な参考資料でもある。

上記の目的を達成するため、『判決書作成マニュアル』の著者は具体的な事例に基づいて過去の判決書の欠点を分析し、改善策を紹介することに努めた。

しかし、編集期間が限られていた上、各著者が多忙であったため、読者の要請にまだ十分にこたえきれておらず、完ぺきなものではない。そのため、本マニュアルはあくまでも試験的な資料である。本マニュアルが読者の手に渡ってから、裁判官、研究者、国家司法学院の講師・研修員等多くの読者からの御意見・御批判を賜りたい。これらの指摘に基づき、最高人民裁判所は判決書作成の正式な手順書及び裁判官や国家司法学院の講師・研修員の入門書となり得る「判決書作成マニュアル」を完成させる。

第1部 一般事項

1. 判決書の概念、本質及び意義

1.1. 概念

人民裁判所組織法第1条の規定によれば、「裁判所は刑事・民事・婚姻と家庭・労働・経済・行政の事件を裁判するとともに法律の規定に従って他の事項を処理する」とある。

人民裁判所組織法第11条の規定及び関連する刑事訴訟法・民事訴訟法・行政事件解決手続令の規定によれば、「裁判は二審制で実施する。第一審判決及び裁判所の決定は訴訟に関する法律の規定に基づいて控訴・異議申立てすることができる。法律に定められた期限内に控訴・異議申立てされなかった第一審判決及び決定は法的効力を有する。控訴・異議申立てされた第一審判決及び決定に対して、控訴審を行うこととする。控訴審の判決及び決定は法的効力を有する」とある。

これらの規定により、本マニュアルにおける判決は以下のものを含む。

- a. 第一審民事判決、控訴審民事判決（民事紛争、婚姻・家庭紛争、経営・商業上の紛争、労働紛争の処理）
- b. 第一審刑事判決、控訴審刑事判決
- c. 第一審行政事件判決、控訴審行政事件判決

1.2. 判決書の本質

判決書はベトナム社会主義共和国を代表する裁判所によって一つの事件の裁判が終了してから交付される特殊な訴訟文書で、訴訟に関する法律（刑事訴訟法第224条及び第248条、民事訴訟法第238条及び第279条、行政事件解決手続令第49条及び第65条）に規定される主要な項目をすべて含まなければならない。

判決書は交付され、法的効力を有するようになれば、判決における決定が重大な法的結果をもたらす一種の訴訟文書である。これは「人は法的効力を有する裁判所の有罪判決が下されたときのみ有罪とされ、刑罰を受けなければならない」（1992年憲法第72条）に示されている。また、和解できない民事、経済又は労働の紛争、当事者間で合意に達しない行政不服申立てが裁判所に解決を求められた場合、それらの紛争又は不服申立ては裁判所の判決が法的効力を発したときのみ解決され、確定する。法的効力を有する裁判所の判決は政府機関、

経済団体，社会団体，人民武装組織及び全国民に遵守され，関係者により執行されなければならない（1992年憲法第136条）。

判決は，判決の誤りに対する訂正・回復の手續及び権限の点で，政府機関により発行される他の文書と異なる。他の文書については，発行権限を持つ政府機関又は発行者が欠陥や誤りを発見した場合，その政府機関又は発行者がその欠陥や誤りを訂正・回復することができる。しかし，判決については，判決を下した裁判所又は合議体がその内容に誤りを発見したとしても，これらの誤りを訂正・回復する権限はない。判決の誤りの訂正・回復の手續は特殊なものである。個々の事件に応じて判決の誤りは控訴審手續又は監督審手續によって回復される。

1.3. 判決書の意義

判決は深い教育的意義及び政治・社会的意義を有する。1992年憲法第126条の規定によれば，「裁判所は，その機能の範囲内で，社会主義法制を守り，社会主義制度及び国民の主権を守り，国と各団体の財産や国民の生命・財産・自由・名誉を保護する」とある。2002年人民裁判所組織法第1条によれば，「裁判所は，その活動を通じて，国民に対して国へ忠誠し，法律を厳守し，社会生活の規則を尊重して，犯罪その他の法律違反行為の防止に努めるよう教育する」とある。人民裁判所の主な機能は裁判であり，裁判は通常，ベトナム社会主義共和国を代表する裁判所が判決を下すことで完了する。すなわち，判決を下すことにより，裁判所は法律に規定される政治的責務を果たす。

刑事判決の場合，その政治・社会的意義は以下の側面で示されている。

その一，判決は犯罪行為及び犯罪者に対する国の態度を示している。

その二，判決は犯罪者に対して法律の具体的な規定を適用するものであり，犯罪防止に関する国の刑事政策を示している。

その三，判決は犯罪者，訴訟の参加者，さらには裁判に参加するすべての人々及び判決を知る他の人に対して抑止効果を持つ。

その四，判決は社会主義法制，特に刑事訴訟活動実施の結果である。

民事判決の場合，その政治・社会的意義は以下の側面で示されている。

その一，判決を下すことにより，当事者間の民事紛争（又は婚姻・家庭紛争，経営・商業

上の紛争，労働紛争)を解決する。

その二，判決を下すことにより，法律違反を確定し，各主体の合法的権利・利益を回復・保護する。

その三，判決を下すことにより，裁判所は教育機能及び同種違反を防止する機能を果たす。

行政事件判決の場合，その政治・社会的意義は以下の側面で示されている。

その一，判決を下すことにより，行政不服申立てを解決する。

その二，判決を下すことにより，行政不服申立てが認められる場合，原告の合法的な権利・利益を保護するとともに政府機関又は公務執行者による誤った行政決定又は行政行為を発見，防止する。

その三，判決を下すことにより，行政不服申立てが認められない場合，政府機関及び公務員の威信を保ち，強化する。

以上の重要性にかんがみ，形式・内容とも法律にのっとる判決は公知される際，大きな政治・社会的な意義を持つことになる。

2. 判決書作成の要件

2.1. 判決書に関する法律規定にのっとること

具体的な判決書を作成する際，その判決に関する法律の規定にのっとって作成しなければならない。具体的には次のとおりである。

- ・第一審刑事判決書を作成する際，刑事訴訟法第224条の規定にのっとって作成しなければならない。
- ・控訴審刑事判決書を作成する際，刑事訴訟法第248条の規定にのっとって作成しなければならない。
- ・（民事紛争，婚姻・家庭紛争，経営・商業上の紛争，労働紛争に関する）第一審民事判決書を作成する際，民事訴訟法第238条の規定にのっとって作成しなければならない。
- ・控訴審民事判決書を作成する際，民事訴訟法第279条の規定にのっとって作成しなければならない。
- ・第一審行政事件判決書を作成する際，行政事件解決手続令第49条第2項の規定にのっとつ

て作成しなければならない。

- ・控訴審行政事件判決書を作成する際、行政事件解決手続令第 65 条第 1 項の規定にのっとり作成しなければならない。

2.2. 判決書様式及び判決書様式取扱説明書に基づき作成すること

具体的な判決書を作成する際、判決書様式及び判決書様式取扱説明書が存在するかどうか確認しなければならない（判決書様式及び判決書様式取扱説明書は権限を有する機関により公布される）。判決書様式及び判決書様式取扱説明書が既にあれば、その様式及び様式取扱説明書にのっとり作成しなければならない。判決書様式又は判決書様式取扱説明書に問題点を発見した場合、個人の意見により修正せず、権限を有する機関に対し改訂版を公布するように請求しなければならない。

現時点までに、最高人民裁判所裁判官評議会が以下の判決書様式及び判決書様式取扱説明書を公布してきた。

- ・第一審刑事判決書様式及び第一審刑事判決書様式取扱説明書（2004 年 11 月 5 日付最高人民裁判所裁判官評議会第 04/2004/NQ-HDTP 号決議の付録として公布）
- ・控訴審刑事判決書様式及び控訴審刑事判決書様式取扱説明書（2005 年 12 月 8 日付最高人民裁判所裁判官評議会第 05/2005/NQ-HDTP 号決議の付録として公布）
- ・第一審民事判決書様式及び第一審民事判決書様式取扱説明書（2005 年 3 月 31 日付最高人民裁判所裁判官評議会第 01/2005/NQ-HDTP 号決議の付録として公布）
- ・控訴審民事判決書様式及び控訴審民事判決書様式取扱説明書（2006 年 8 月 4 日付最高人民裁判所裁判官評議会第 05/2006/NQ-HDTP 号決議の付録として公布）

第一審行政事件判決書及び控訴審行政事件判決書については様式を公布していない。2006 年 8 月 4 日付最高人民裁判所裁判官評議会第 04/2006/NQ-HDTP 号決議の第 17 項第 17.1 号の指示により、行政事件判決書を民事判決書と同様に作成することとなっている。

2.3. 事件の内容、裁判において検討・検証した資料・証拠及び評議結果を十分・正確・客観的に表示すること

判決書が十分・正確・客観的に事件の内容を表示するというのは、変更された全主張、全供述を列挙しなければならないという訳ではない。事件の内容を記述するために判決書には裁判において検討・検証した資料・証拠及び評議結果の要約を含めなければならない。その要約内容は正確かつ客観的に事件の経緯を反映しなければならない（各判決類型ごとの作成マニュアルを参照）。

判決書は合議体の決定の根拠となった裁判において検討・検証した資料・証拠及び評議結果を十分・正確・客観的に表示しなければならない。

2.4. 事件において解決すべき各事項に関する合議体の決定を十分・具体的・明確に表示すること

2.5. 判決書の形式を守ること

判決書の形式は判決書様式にのっとるだけでなく、明確・簡潔に記述しなければならない。

判決書を作成する際、書式（サイズ，太字，斜体等）及び文法（改行，大文字等に関する規則）について一貫性を保持しなければならない。

2.6. 判決書の論理性・厳密性を確保すること

判決書を作成する際、判決において解決すべき問題点に関する記述の論理性及び合議体の評議の論理性・厳密性を確保しなければならない。

第2部 民事判決書の作成

1. 第一審判決書の作成

第一審判決書を作成する際、民事訴訟法第238条の規定にのっとり、2005年3月31日付最高人民裁判所裁判官評議会第01/2005/NQ-HDTP号決議の付録として公布された第一審判決書様式及び第一審判決書様式取扱説明書にのっとり作成しなければならない。

以下では第一審民事判決書の作成について具体的に説明する。

1.1. 判決書の導入部

民事訴訟法第238条第3項の規定によれば、「導入部には第一審裁判所名、事件の受理年月日及び受理番号、判決番号、判決日、合議体の構成員、裁判所書記官、検察官、鑑定人、通訳者の氏名、原告、被告、利害関係者、提訴した機関・団体、当事者の合法的な代理人、当事者の合法的な権利の保護者の氏名及び住所、紛争事項、公開あるいは非公開決定の年月日及び決定番号、裁判の時間と場所を明記する」とある。この規定は第一審民事判決書様式及び第一審民事判決書様式取扱説明書（2005年3月31日付最高人民裁判所裁判官評議会第01/2005/NQ-HDTP号決議の付録として公布）に示されている。そのため、判決書の導入部を作成する際、第一審民事判決書様式及び第一審民事判決書様式取扱説明書に則って作成しなければならない。ただし、以下の事項に注意しなければならない。

a. 判決書記号の記載

民事事件及び民事判決は、広意で民事紛争、婚姻・家庭紛争、経営・商業上の紛争及び労働紛争に関する事件及び判決を含むため、判決書記号を正しく記載することが重要である。裁判所が処理する紛争の種類を正確に特定し、相当する記号（DS-ST, HNGD-ST, KDTM-ST, LD-ST）を記載しなければならない。

b. 判決日の記載

第一審民事判決書様式取扱説明書第3項には「第一審が1日で終了する事件か、第一審が複数日に渡って行われる事件かにかかわらず、判決言渡日を記載する」とある。この指示は、事件が同じ日に審理され、判決が言い渡される場合、その日を(3)欄に記載すると理解しなければならない。例えば、事件が2005年5月3日に審理され判決が言い渡されたならば、(3)欄に2005年5月3日を記載する。事件が複数日にわたって審理される場合、判決言渡日を(3)欄に記載する。例えば、事件が2005年5月10日から審理され、2005年5月15日に判決が言い渡されたならば、(3)欄に2005年5月15日を記載する。

c. 判決書における紛争関係の要旨

第一審民事判決書様式取扱説明書第4項は「2005年3月31日付最高人民裁判所裁判官評議会第01/2005/NQ-HDTP号決議第1部第2項の規定にのっとり記載する」とある。

(4) 欄の事項を正しく記載するには、まず裁判所が処理している紛争がどの種類の紛争であるか正確に特定する必要がある。民事紛争は民事訴訟法第25条、婚姻・家庭紛争は民事訴訟法第29条、労働紛争は民事訴訟法第31条に規定されている。紛争の種類を特定した後、該当条文の該当項に規定された具体的な紛争類型を特定し、その項に規定される紛争名を記載しなければならない。例えば、「財産相続に関する紛争について」の紛争名に関し、条項が一般的である場合、その紛争関係を調整する法律の規定に基づいて具体的な名称を追加しなければならない。

例1： 契約に関する紛争の場合、民事契約であれば、その民事契約の対象は何か要旨に追加し（財産売買民事契約に関する紛争について、住宅売買民事契約に関する紛争について等）、経営・商業契約に関する紛争であれば、その経営・商業契約の対象は何か要旨に追加する（商品売買経営・商業契約に関する紛争について、住宅売買経営・商業契約に関する紛争について等）。

例2： 知的財産権や技術移転に関する紛争の場合、営利目的でなければ、その契約の対象は何か要旨に追加する（著作権に関する知的財産権の紛争について等）。より具体的に記載したい場合、具体的な紛争対象を括弧書きで追加することができる。例えば：財産（自動車、トラクター）賃貸民事契約に関する紛争について。

d. 合議体の構成員、裁判記録を記載する裁判所書記官、裁判に参加する検察院の代表

第一審判決書様式（2005年3月31日付最高人民裁判所裁判官評議会第01/2005/NQ-HDTP号決議の付録として公布された）及び第一審判決書様式取扱説明書の第6項、第7項、第8項の指示に従わなければならない。裁判官、裁判所書記官、検察官の行政組織上の肩書を記載しない。また、人民参審員の肩書、職業を記載しない。

e. 裁判の期間（開始日～判決言渡し日）

第一審判決書様式取扱説明書（2005年3月31日付最高人民裁判所裁判官評議会第01/2005/NQ-HDTP号決議の付録として公布された）の第9項が個々の場合に依じた記載方法を指示している。以下は具体的な記載方法の例である。

-
- ・事件が1日のうちに審理され、結審した場合は、「〇〇年〇〇月〇〇日に、〇〇において、〇〇第一審裁判を開く」と記載する。
 - ・事件が2日以上において審理された場合、日数が比較的少ない場合は、「〇〇年〇〇月2, 3, 4日に、〇〇において、〇〇第一審裁判を開く」と全日を列挙する。
 - ・事件が特定の月の連続した複数日において審理された場合は、「〇〇年〇〇月〇〇日から△△日までの間、〇〇において、〇〇第一審裁判を開く」と記載する。
 - ・事件が複数月の連続した複数日において審理された場合は、「〇〇年〇〇月〇〇日から△△月△△日までの間、〇〇において、〇〇第一審裁判を開く」と記載する。
 - ・事件が複数月の（休日・祝日のため）連続しない複数日において審理された場合は、「〇〇年3月30, 31日及び4月3, 4日に、〇〇において、〇〇第一審裁判を開く」と記載する。

f. 事件の当事者

* 当事者が個人の場合

当事者が別名を持つ場合、その別名を括弧書きにする。また、通称名を持つ場合、その通称名を括弧書きにする。住所を記載する際、氏名の後に、改行せずに記載すること。また、略記しないこと。

例： 原告：グエン・バン・ホアン氏（別名：グエン・バン・ハイ）H市H区X通り30番
に居住

被告：グエン・ティ・ハイン氏（通称名：ハイ・ハイン）東省西県南町北村に居住
法的地位が同一で、同じ居住地を持つ二人以上の当事者がいる場合、全当事者の氏名を記載してから共通居住地を記載する。

例： 原告：チャン・A氏，レ・ティ・X氏，チャン・ティ・H氏，H市Y区X通り25番
に居住

* 当事者が機関・団体の場合

その機関・団体の完全な名称を記載しなければならない。その機関・団体が取引名称を持つ場合、その取引名称を記載すること。設立決定や登記等を記載する必要はない。

例： 原告：有限会社ホー・グオム・サイン（取引名称：HOGUXA Company Limited），所
在地：M市N区L通り45番

注意：

判決書の導入部において機関・団体である当事者の名称を略記してはならない。事件の内容や裁判所の判断部分においては略記できるが、略記する前に（以下、〇〇と称する）とただし書をしなければならない。なお、判決書の決定部においては、導入部と同様、完全な名称を記載しなければならない。

機関・団体が紛争の一方の当事者である場合、正確に当事者を記載するため訴訟参加資格に関する法律の他の規定があるかどうか調べる必要がある。

例： 民間企業が紛争の一方の当事者である場合、1999年企業法第101条第2項（2005年企業法第143条第3項）の規定によれば、「企業の紛争において、仲裁人及び裁判所に対して、民間企業の経営者が原告・被告又は利害関係者である」とある。すなわち、民間企業ホアン・ロンが提訴し、その民間企業ホアン・ロンの経営者がグエン・ドク・ロン氏であれば、当事者を記載する際、次のようになる。原告：グエン・ドク・ロン，民間企業ホアン・ロンの経営者，〇〇に居住

当事者が合法的な代理人又は合法的な権利の保護者を持つ場合、当事者の次に、合法的な代理人，その次に合法的な権利の保護者を記載する。

1.2. 事件内容と裁判所の判断

民事訴訟法第238条第4項に規定される事件内容及び裁判所の判断は第一審判決書様式（2005年3月31日付最高人民裁判所裁判官評議会第01/2005/NQ-HDTP号決議の付録として公布された）の「確認した結果」及び「検討した結果」に示される。具体的には、事件内容は「確認した結果」に、裁判所の判断は「検討した結果」に記載される。

1.2.1. 「確認した結果」（事件内容）の作成

民事訴訟法第238条第4項の規定によれば、「確認した結果」（事件内容）には、原告の提訴（機関・団体の提訴）請求，被告の反訴要請・請求，利害関係者の独自の要請・請求を記載しなければならない。この規定は第一審判決書様式取扱説明書（2005年3月31日付最高人民裁判所裁判官評議会第01/2005/NQ-HDTP号決議の付録として公布された）の第24項に述べられている。

本項目を記載する際の要件は、当事者の供述に基づいて事件の経緯を述べるのではなく、当事者の要請・請求を論理的に要約することである。当事者が要請・請求を撤回・追加・変更し、それが認められた場合、原告の裁判所に対する最終的な要請・請求を要約して記載する。当事者の要請・請求を正確かつ客観的に記載しなければならない。個々の具体的な要請

に述べなければならない。

例： 離婚訴訟において、当事者が裁判所に婚姻・子供・財産という三つの関係を処理するよう請求すれば、まず離婚の請求を判断しなければならない。裁判所が離婚を認めない場合、子供や財産に関する請求も認められず、これらの請求に対して判断する必要はないからである。

裁判所は原告に離婚を認めれば、次に子供の養育に関する請求を判断しなければならない。だれに子供の養育権を与えるかは夫婦の間の財産の分配に影響するからである。例えば、妻に子供を与えるが妻が居住地の確保に困る場合、妻に家を分与することができる。また、財産借用（又は金銭借用）の事件において、原告が被告に借用した金額及び借金の遅延利息の支払を請求する場合、まず原告が請求したように被告に貸した元金があるか否か、ある場合金額が幾らかを判定しなければならない。利息支払の請求に対する判断はその次である。

- ・ 被告に反訴請求がある場合、被告の反訴請求が認められれば原告の請求が棄却される場合は、被告の反訴請求を先に判断しなければならない。

例： 原告が被告に家の返却、未払家賃の支払及び原告の家の取壊しに対する賠償を請求した。他方、被告はその家の売買契約を認めるよう請求した。

この場合、「検討した結果」では、まず被告の反訴請求に対する判断を述べなければならない。それは、被告の反訴請求を認めれば、当然ながら原告の請求を棄却することになるからである。被告の反訴請求を棄却する場合のみ、順次、原告の各請求を判断する。

- ・ 提訴の権利や時効等訴訟に関する争点がある場合、内容を判断する前に当該争点を判断しなければならない。

例： 被告は起訴時効が成立した、また裁判所に管轄がないとして、裁判所に事件の処理を取りやめるように請求した。この場合において、判決の「検討した結果」では、まず合議体の被告の請求に対する判断を述べなければならない。合議体が被告の請求を認めない場合のみ、原告の請求を検討する。当事者が欠席しても審理を行う場合、判決書に理由を明記しなければならない。

- ・ 当事者の請求を認めるか否かは、事項の真実性、根拠の有無及び当事者の具体的な請求に関する法律の規定に基づくべきである。

通常、「検討した結果」ではまず事実関係に対する合議体の判断を述べてから法律適用に

ついて述べる。

「検討した結果」では事件の処理に関連する全事項に対する合議体の判定を述べなければならない。事件には、通常、当事者間で争われる事項及び争われない事項がある。そのため、これらの事項の判断の仕方が違ってくる。

当事者間で争われない事項（一方の当事者が提示し、他方の当事者が認める又は反対しない事項）については、民事訴訟法の第80条第2項によれば、証拠によって証明する必要がない。そのため、当事者がその事項を証明するための証拠を提示しても、裁判官がその証拠を通じて該当事項があるか否かを分析・判断する必要はない。例：原告は被告に1億ドルを支払うように請求した。原告は被告の署名がある借用証書を提出した。被告が1億ドルを受領するところを証人Aが目撃した。

被告が原告から1億ドルを借りたと認めるが、その金額を原告に返したという理由で原告の請求を認めず、被告が返済したことを知っているX証人とY証人を喚問した場合、裁判官は被告の署名がある契約書や被告が該当金額を受け取ったと証明したA証人を利用し原告が被告にお金を貸し、被告が該当金額を受け取ったことを証明する必要はない。その際、裁判官は証拠を通じて被告が原告に返済したか否かを判断しなければならない。そのため、「検討した結果」では次のように記載すればよい。

原告の1億ドルの請求を検討した結果、裁判において被告が原告の請求に反対しなかった。民事訴訟法第80条第2項に基づき、被告が1億ドルを借金し、全額を受け取ったと認める。ただし、被告がその金額を原告に返済したと主張している。被告の提出又は裁判所の聴取による証拠から、○○。

次に被告が提出した証拠を分析・判断する。

注意： 民事訴訟法が効力を発する前、民事事件、経済事件又は労働事件解決手続令は証明する必要のない事項について定めていなかった。そのため、事件において争われない事項があっても裁判官は証拠を通じてその事項を判定しなければならなかった。この場合、判決書はよく次のように述べることになる。

○○番記録における被告の署名付きの借用書及び○○番記録におけるA証人の供述に基づき、原告が被告に1億ドルを貸したと判断する根拠がある。

上記の判断は判決書を冗長にするだけでなく、読者に裁判所が裁判において確認された資料及び証拠ではなく、審理の前に収集した資料・証拠を利用したという印象を与える。また、

それらの資料・証拠は原告により提出されたもので、被告がその証拠に反対するか否かを示していない。このような判定方法は現在では民事訴訟法の新しい規定に適合しない。

争いのある事項については、被告が提出又は裁判所が収集した証拠に対する検討に基づき、判断しなければならない。

当事者が一つの事項に対して複数の証拠を提出する場合、原則的にそれらの証拠すべてを利用することができる。ただし、裁判官は当事者が提出した証拠の一部で十分にその事項の存否を証明できると考える場合、すべての証拠を利用する必要はない。

例： 住宅所有権に関する紛争についての事件において、原告に戸籍がなく、住宅を購入できなかったため、被告に購入を依頼したとして、裁判所に原告の住宅所有権を認め、被告が住宅を返すように請求した。原告は被告の署名のある住宅購入金額に相当する金額の領収書を提出した。文書には原告が戸籍を登録したら、被告が住宅所有権譲渡の手続きを行い、原告に住宅を返すと合意している。

証人 A 氏、B 氏、C 氏は原告が被告にお金を渡すのを目撃した。

被告は次の理由で原告に住宅を返すことを認めなかった。

被告は原告の代理として住宅を購入したことを認めなかった。

被告は公証された被告と C 氏との間の住宅売買契約を提出した。

この事件において被告が C 氏から住宅を購入したという事項について原告は争っていないため、民事訴訟法第 80 条第 2 項に基づき、証明する必要がない。「検討した結果」において、この事項に対する合議体の判断を先に述べるべきである。（具体的な記載方法は 3.4 を参照）。

原告が被告に住宅購入代行を依頼した事項については、この事項の経緯を証明するには、以下の証拠に基づいて証明しなければならない。

- ・被告が原告の代理として住宅を購入すると示す合意書（合意書にあった署名は被告の署名であるか否か）
- ・金銭受取領収書（領収書にあった署名は被告の署名であるか否か）

筆跡鑑定等で上記の書類にあった署名が被告の署名であると判断するための十分な根拠が

あれば、上記の二つの書類のみで当該住宅は被告が原告のお金で、原告の代理として購入したと結論できる。そのため、裁判官は他の証拠を必要としない。しかし、被告の領収書がない、又は、金銭受取領収書にあった署名は被告の署名ではないという鑑定結果が出れば、証人の供述を利用せざるを得ない。

証人の供述を利用する場合、裁判官は、証人が被告あるいは原告とどのような関係を持つか、証人の供述の間に矛盾点があるか否か、証人が原告と被告の間の金銭引渡しをどのようにして知ったか等によってその供述の真実性・客観性を評価しなければならない。証人の供述の正直さ、客観性に対する評価は合議体の構成員の主観次第であるため、判決において、その評価を表示する必要はない。

- ・特定の事項に対して当事者が異なった意見を持った場合、「検討した結果」には裁判所が一方の当事者の意見を認めるが他方の当事者の意見を認めない理由を明記しなければならない。裁判官は双方の当事者により提出された証拠及び裁判所が収集した証拠を分析・評価し、その上で裁判所の意見を述べなければならない。単に双方の当事者の意見を述べ、一方の意見が認められる根拠があり、他方の意見が認められる根拠はないと判断すべきではない。

例： 解雇処分に関する労働事件において

使用者は 28 日間正当な理由がなく仕事の無断欠席を繰り返した労働者を解雇した。

原告（労働者）が解雇決定を受け入れず、被告（使用者）に労働者の仕事への復帰を許すように請求し、提訴した。原告は母を看病するために使用者に対して無給休暇を申請したという理由を提出した。労働者が母の治療記録及び退院証明書を提出し、入院日数は 25 日であった。

被告は無給休暇を許可しない旨原告に回答した文書を提出した。裁判において、被告は原告に手当を支払うことしか認めなかった。

本事件においては、労働者が労働法第 85 条第 1 項第 c 号の内容（正当な理由がなく 1 か月において合計 5 日又は 1 年において合計 20 日の無断欠席を繰り返す）に違反したか否かを検討しなければならない。そのため、当事者が提出した証拠に基づき、原告の休業は被告に認められたか否か分析しなければならない。

この点については、原告が被告に無給休暇を申請したと主張したが、被告がそれを認めたと証明できない。他方、被告は無給休暇を許可しないという回答文があり、原告がこの回答

文を受け取ったと証明した。すなわち、原告が28日間仕事の無断欠席を繰り返したことになる。

次に証明すべき点は、原告が28日間仕事を休んだ理由があるか否かである。この点は法律の規定に基づき分析しなければならない。2003年4月2日付政府第33/CP号決議第1条第2項によれば、労働者が合法的に設立された医療機関により証明された親族の看病のために仕事を休む場合、正当な理由があるとされる。

被告が反対しなかった、原告により提出された治療記録及び退院証明書によれば、原告は25日間理由があって休暇を取ったと結論できる。そのため、原告が仕事の無断欠席を繰り返したのは3日間となり、被告の解雇処分は労働法第85条第1項第c号の内容に違反することになる。

- ・ 事件において複数の事項、事実があり、それらの事項、事実がすべて事件の解決に関連するならば、判決書の「検討した結果」において、裁判官はそれらの全事項、全事実を評価・判断しなければならない。事項を看過すると、しばしば事件の解決を誤ることにつながる。例えば、離婚訴訟において、妻が家族の財産に貢献した労力に対して支払を請求した場合、妻が夫の家族の副業を手伝ったことや、夫が家族の主な仕事に安心して専念できるように妻が子供の面倒をみた事項等は女性の権利を実現するに当たって非常に大きな意味を持つ。
- ・ 証拠の記述は簡潔でなければならない。いかなる場合でも証拠のすべての内容を記載しなければならないというわけではない。現場検証書、価格鑑定書、鑑定書、目撃調書等の資料・文書から引用した証拠については、文書名（第〇〇号記録）のみ述べる必要がある。これらの資料は裁判において検討されなければならないため、裁判において検討済みと明記しなければならない。反対したが反対した証拠を示せない当事者がいる場合、その旨を明記しなければならない。

分析のために証拠を引用する場合、簡潔でありながらも意味を把握しやすく、かつ正確に引用しなければならない。

例： 裁判において被告は原告から借金したことがないと供述したが、第〇〇号記録において被告が原告に借金を依頼し、原告がそれに応じたが、お金を被告に渡していないと供述した。

例： 現場検証書（第〇〇号記録）において裁判所は、上記の物件は狭いものの、それぞれの当事者に分割することが可能だと考える。

c. 法律の引用について

- ・当事者が自分の請求が合法であると証明するために持ち出した事項や事実を分析した後、「検討した結果」において、それらの関係を調整する法律を引用しなければならない。

法律・法令等の規定を引用する場合、その法的文書の条項号を明記しなければならない。ただし、当事者も自らの主張が正しいと証明するために同じ法律の条項を列挙するが、該当条項を正確に理解しないため、裁判所は当事者が該当条項を正確に理解できるよう説明しなければならない場合は、該当条項の内容を引用しなければならない。

同じ対象が公布年が異なった複数の法律に規定される場合（例：1994年労働法，2002年労働改正法，1995年民事法，2005年民事法），新しい法律によって代替又は改正された法律を引用する際、該当法律の公布年を明記しなければならない（例：1995年民事法第208条，1994年労働法第108条）。

命令，通達，決議等の法律でない法規を引用する場合，文書番号，公布機関名及び法規名を明記しなければならない。その文書が具体的な条項を定めていなければ，当事者の請求を判断するために裁判所が利用した内容を引用すべきである。

例：当事者が土地所有権証明書のない土地における財産の相続について争う事件において，裁判所が紛争を解決するために最高人民裁判所裁判官評議会の決議を引用した。この場合，次のように明記しなければならない。

民事事件及び婚姻事件・家庭事件の解決における法律適用を指導する2004年8月10日付最高人民裁判所裁判官評議会第02/2004/NQ-HDTP号決議第2部第1項1.3小項第a号により，「当事者が管轄人民委員会の法的文書を有する場合，裁判所が土地に附属する財産及び土地所有権である遺産の分割に関する請求を処理する」。

法規範文書公布法において定められた文書のみ引用する。法規範文書公布法に定められていない文書については，裁判所がその文書の趣旨を適用することはできるが，引用することはできない。例：裁判の年間業務報告書が一部の事件の処理方法を述べている。裁判官は特定の事件の解決にこれを活用できるが，判決書に「〇〇報告書により」又は「〇〇報告書に基づき」と記載してはならない。

- ・当事者の請求を処理するために決定的な意味を持たない法的文書を引用しない。例：財産借用契約に関する紛争に対しては財産借用契約の概念に関する規定を，財産売買契約に関する紛争に対しては財産売買契約の概念に関する規定を，労働契約に関する紛争に対して

は労働契約の概念に関する規定を引用する必要はない。

- ・ 法的文書ではないが当事者の意思を反映し、法律の規定により双方の当事者が遵守しなければならない当事者間の契約について、当事者が契約を遵守したか否かを分析しなければならない場合、該当する具体的な規定を引用する必要がある。
- ・ 労働に関する紛争については、労働契約のほか、多くの場合、裁判所は労働公約又は労働規則に基づかなければならない。労働者又は使用者が労働公約に違反するか否かを分析・評価するために労働公約又は労働規則の規定を利用する場合、又は労働者の権利を実現するために労働公約を適用する場合、裁判所が利用する労働公約の規定の具体的な内容を引用しなければならない。

一部の判決書に見られるような、労働契約や労働公約の一連の規定を引用するものの、その労働契約や労働公約のどの具体的な規定にどう違反したか指摘しない状況を避けるため、民事、経営・商業、労働の契約及び労働公約、労働規則は、当事者の具体的な行為を分析する際又は当事者の具体的な請求を処理する際にのみ、引用すべきである。

注意

- ・ 事件において、当事者の権利を守る（代理人でない）弁護士がいる場合、裁判において弁護士が当事者の述べていない論拠を述べれば、その論拠を分析・評価しなければならない。弁護士が当事者の代理人であれば、弁護士の意見は当事者の意見とみなす。
- ・ 検察院が裁判に参加する場合、検察院の主張について判断しなければならない。特に、裁判所が検察側の主張を認めない場合、その理由を明示しなければならない。
- ・ 判決書の「検討した結果」において、分与される財産、数量、重量、面積等、当事者の具体的な権利・義務を述べなければならない。例：原告は次の具体的な財産を受けることができる。〇〇の価値がある自転車、〇〇の価値があるバイク、〇〇の価値がある100平方メートルの土地。原告が受ける財産の総価値は〇〇である。被告は次の具体的な財産を受けることができる。〇〇。原告は被告にX ドンの差額を返却しなければならない。
- ・ 例： 被告は原告に治療費としてX ドン、入院中の所得損失としてY ドンを賠償しなければならない。被告が原告に賠償しなければならない総金額はH ドンである。

訴訟費用について

訴訟費用は当事者の権利・義務を確定してから判断する。

当事者が訴訟費用の免除を受ける場合、その理由を明示しなければならない。

訴訟費用がどの法的文書に基づき算定されるか明記しなければならない。また、当事者が

納めるべき訴訟費用を具体的に算定しなければならない。

d. 具体的な事件における「検討した結果」（判断）項目の表示方法

判決書の「検討した結果」では事件内容を要約する必要はなく，すぐに当事者の事項及び請求に対する判断に入る。

当事者間で争わない事項・請求については，すぐにそれに対する裁判所の判断を示し，次に争われる事項に対して原告，被告，利害関係者の請求の順にその判断を述べる。

例：

d. 1. 離婚事件において，双方が結婚過程や子供について争わなければ，「検討した結果」に次のように記載することができる。

本日の裁判において，原告と被告が婚姻状態及び共通の子供について合意している。〇〇年に双方の間に争いが生じた。民事訴訟法第 80 条により，合議体はこれが事実であると判断した。

次に原告及び被告が提出した事項を分析することにより原告の離婚請求を判断し，原告の離婚請求が婚姻家庭法第 89 条に定めた離婚の要件を満たしているか否かを結論する。

原告と被告が提出した事項において争点があるため，証拠により判断しなければならない。

例： 原告（夫）は被告がよく子供の世話をせず外で遊び，原告が忠告すると被告から暴言を浴びせられた等と主張する。この供述は証人の X 氏，Y 氏の供述と合致しており，原告の供述が事実であると信用することができる。

原告と被告の婚姻関係が婚姻家庭法第 89 条に定めた離婚の要件を満たしているか否かを結論づけるための根拠となる事項のみ判断すべきである。

注意：

- ・「〇〇の行為は墮落した生活の証拠となる」や「子供の教育において原告（被告）である父母の道徳心が欠けている」等，当事者の名誉を傷つける言葉を避けること。
- ・双方の名誉・人格に影響を及ぼす供述をそのまま引用することを避けること。これらの事項を，原告と被告の間の衝突が深刻になっていることを証明するために利用する必要がある。

れば、原告（又は被告）が暴言を吐き、被告（又は原告）の名誉・人格を傷つけた旨を述べるにとどめるべきである。

分析を終えてから次のように裁判所の結論を出す。

- ・原告と被告の婚姻関係が深刻な状態にあり、共同生活をこれ以上続けることができず、婚姻の目的を成就していない。婚姻家庭法第 89 条の規定に基づき、原告の離婚請求を認める。
- ・原告と被告の間に争いが生じたが、一時的であり、被告により修復可能な争いである。さらに、被告は原告に対していまだ愛情を持っている。そのため、原告の離婚請求は婚姻家庭法第 89 条の規定を満たさず、原告の離婚請求を認めない。

裁判所が離婚を認める場合、次に子供及び財産に関する請求を判断する。

* 子供の養育に関する請求について

双方が子供の養育について合意できた場合

この場合、当事者の合意が法律及び（9歳以上の）子供の要望に一致すれば、通常、裁判所はその合意を認めるが、子供を養育する人の経済的能力を検討しなければならない。子供を養育する人の経済的能力が不十分であれば、相手に養育費の支払を命ずる。この場合、判決書の「検討した結果」に次のように記載することができる。

〇〇の子供養育の請求については、本日の裁判において、当事者は被告が〇〇ちゃんを養育すると合意した。この合意は〇〇ちゃんの要望に合致している。婚姻家庭法第 92 条第 2 項に基づき、裁判所は当事者間の合意を認める。〇〇被告は△△原告に養育費の支払を求めているが、原告より被告の経済能力が低いと考え、原告が毎月〇〇ドルの養育費を支払う義務を負うこととする。

・双方が子供の養育について争う場合

この場合、夫と妻の経済的能力や職業及び生活様式、子供の年齢等、子供の全体の利益を保証できるようだれに養育を任せるかを分析しなければならない。9歳以上の子供に対してはその子が父母のどちらと生活したいかに配慮しなければならない。そのため、判決書の「検討した結果」に次のように記載することができる。

本日の裁判において、〇〇原告も△△被告も子供の養育を請求したが、原告がよく出張するのに対し、被告は学校教員で、仕事が安定している。◇◇ちゃんがまだ5歳で親による世

話を必要とする状態にあることから、婚姻家庭法第 92 条第 2 項に基づき、△△被告に◇◇ちゃんの養育権を与える必要があると考える。

〇〇原告の経済的能力が高いため、婚姻家庭法第 92 条に基づき、〇〇氏に◇◇ちゃんに毎月〇〇ドルの養育費を支給する義務がある。原告は子供を訪問する権利を持つ。

* 財産分与の請求について

双方が財産分与について合意できた場合

この場合、判決書の「検討した結果」には次のように記載するだけでよい。

本日の裁判において、〇〇原告と△△被告が次のように財産を分割することに合意した。

原告は〇〇を所有する。

被告は〇〇を所有する。

〇〇原告と△△被告の間の合意は完全に自主的であり、第三者の利益を侵害しない。そのため、婚姻家庭法第 95 条に基づき、その合意を認める。

双方が財産及びその財産に対する寄与について争う場合

この場合、「検討した結果」においてまずどの財産が夫婦の共通財産であり、どの財産が個人の財産であるか合議体の判断を述べる必要がある。次に、妻と夫の寄与について判断し、その判断に基づきそれぞれに対する財産分与について結論を出す。

夫婦それぞれに分与される財産を個別に列挙し、その財産の価値、分与される財産の総価値を記さなければならない。分与される財産に差が生じる場合、だれがだれに幾ら払い戻す必要があるか明記しなければならない。

財産が不動産（土地、建物）の場合、面積、境界線を明記しなければならない。可能ならば図面を添える。一方のみに分与する場合、その理由を明示しなければならない。

判決書の「検討した結果」においては、共通財産又は個人の財産であると双方が合意し争われていない財産に対する合議体の判断を述べてから、争われる財産に対する判断を述べる。

例： 夫婦ともにベッド、たんす、テレビ、冷蔵庫、バイク等が共通財産であり、自動車が

夫の財産であると認めている。双方は家についてのみ争っている。夫は土地が両親から与えられ、建設費用は結婚する前にためたものであるとして家の全所有権を請求した。妻は土地が夫の両親から二人に与えられたものであり、建設費用は自分の両親からもらい、土地と家屋は夫婦の名前で登録されているとして半分ずつ分与することを請求した。

判決書の「検討した結果」には次のように記載することができる。

財産について：原告と被告は二人の共通財産が〇〇を含むと合意した。被告（妻）は〇〇自動車原告のものであると認めた。民事訴訟法第 80 条第 2 項に基づき、それを事実と認める。

〇〇番の家については、原告（夫）は土地を両親からもらい、建設費用を完全に負担したと主張した。被告（妻）は土地が夫の両親から二人に与えられたものであり、建設費用は自分の両親からもらったと主張した。しかし、土地使用权及び住宅所有権に関する証明書が原告と被告に交付されたことから、法律上土地と建物は共通財産とみなすべきである。争われていない財産の構築、維持、増大への寄与は同等であるとみなす。

原告と被告の住居の必要性や仕事の状況を踏まえ、婚姻家庭法第 95 条に基づき、具体的に次のように分与する。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(財産及びその財産の価値を個別に列挙し、続いて夫婦それぞれに分与する家を記す)

d. 2. 民事契約又は商業契約に関する紛争事件

当事者の双方が契約締結の事項について合意していれば、「検討した結果」においては、民事訴訟法第 80 条に基づき、それらの事項に対する合議体の判断を述べる。次に当事者が提出した証拠に基づき、争われる事項に対して判断する。

被告が契約の締結を認めない場合、「検討した結果」はすぐに当事者が提出した事項の分析を通じて原告の請求に対する判断に入る。

例 1：売買契約に関する紛争事件

事件の内容：

原告と被告が〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇号契約を締結した。契約により原告が被告に 1

トン当たり 500 万ドンの価格で米 100 トンを売ることとなっている。この米は 1 か月の間隔で 2 回に渡り引き渡された。第一回には被告が 40 トンを受け取り、原告に 2 億ドンを支払った。第二回には被告が 60 トンを受け取り、原告に代金を支払っていない。原告は被告が米 60 トンの代金 3 億ドンを支払うように請求し、提訴した。被告は米の品質が悪く、1 億 5,000 万ドンの販売損失を受けたとして原告にその損失を負担するように請求した。

上記事件の「検討した結果」には次のように記載することができる。

本日の裁判において、被告は原告から米 100 トンを購入する契約を締結し、米を全部受け取ったと認めた。原告は被告が〇〇年〇〇月〇〇日に米 40 トンの代金を支払ったと認めた。民事訴訟法第 80 条第 2 項に基づき、裁判所はこれを事実と認めた。

双方は被告が〇〇年〇〇月〇〇日に受け取った米 60 トン分の 3 億ドンについてのみ争った。

被告は二回目に受け取った米の品質が悪いと主張したが、米を受け取った時から原告による提訴まで 10 か月があったにもかかわらず、異議申立てをしなかった。他方、原告の支払請求に対する被告の回答文において、被告は資金難で支払う能力がないという理由しか述べなかった。そのため、二回目に原告が被告に引き渡した米の品質が悪かったと結論づける根拠はない。また、商法第 241 条第 2 項により、買手による異議申立ての期限は商品を受け取った日から数量については 3 か月で、品質については 6 か月であり、その期限を過ぎたら権利を侵害された側は裁判所に訴える権利を失う。

上記の判断により、原告の被告に対する 3 億ドンの支払請求には根拠があると考えられる。

例 2：財産借用契約に関する紛争事件

事件の内容：原告が被告に稲 100 キロを期間 1 か月、月利 10% という条件で貸した。1 か月が経過したが、被告が返済していない。原告が被告に稲 100 キロと利息の稲 10 キロの支払を請求した。

被告は原告から稲 100 キロを受け取ったと認めたが、原告からの購入であると主張した。

上記事件の内容で「検討した結果」には次のように記載することができる。

本日の裁判における当事者及び証人の供述に基づき、合議体は次のように判断する。

被告は原告から稲 100 キロを受け取ったと認めた。民事訴訟法第 80 条第 2 項に基づき、これを事実と認める。ただし、被告は原告からの借用ではなく購入であり、代金を全額原告に支払ったと主張した。しかし、証人 X 氏の供述（第 12 号記録）によれば、証人 X 氏は被告と一緒に稲を買いに行ったが、被告と一緒に原告の家に入らなかった。他方、証人 Y 氏は被告が戻ってきたときにどこで稲を買ったかと尋ねたら原告の家で買ったと被告が答えた、と供述した（第 13 号記録）。これらの証人の供述は証人が被告と原告の間の売買契約締結に立ち会っていないことを示している。さらに、被告は原告に購入代金を支払ったと証明できなかった。そのため、被告が原告から稲 100 キロを購入し、代金を全額原告に支払ったと結論づける根拠はない。したがって、原告による稲 100 キロの返済請求には根拠がある。

原告が被告に利息の稲 10 キロの支払を請求したことについては、両者の間に書面の契約がないため原告と被告の間の契約に利息に関する合意があると結論づける根拠はない。したがって、原告による利息の稲 10 キロの返済請求には根拠がない。

第一審の費用について：訴訟費用に関する〇〇法令第〇〇条に基づき、〇〇

d. 3. 労働事件

現在の労働事件はほとんど労働契約の一方的な解除、解雇処分、研修費用の賠償に関する紛争である。

これらの紛争において、通常当事者は労働契約締結日、業務内容、給与等について合意できる。そのため、判決書の「検討した結果」において、まず「本日の裁判において、原告と被告が〇〇（原告と被告が述べた事項）について合意した」のように、それらの事項を簡潔に述べる。次に「民事訴訟法第 80 条第 2 項に基づき、合議体はこれを事実と判断する」という結論文を記す。その後、当事者の請求を分析する。

例：労働契約の一方的な解除に関する紛争に対して「検討した結果」に次のように記載することができる。

本日の裁判において、原告と被告は〇〇年〇〇月〇〇日に月給〇〇ドルの無期契約（又は X 年契約）を締結したことについて合意した。民事訴訟法第 80 条第 2 項に基づき、合議体はこれを事実と判断する。

労働契約の一方的な解除の決定を取り消すという原告（労働者）の請求を検討した結果

・労働契約の解除根拠については、〇〇

労働契約を解除する根拠を分析する。これは争点であるため、収集した証拠に基づき分析し、労働者がしばしば契約に定めた業務を成し遂げなかったか否か結論づける。

・労働契約の解除手続については、〇〇

使用者が手続を正しく行ったか否かである。

労働に関する法律の規定に違反したか否かを確認するために労働に関する法律の諸規定に照合する。

結論文：労働契約の一方的な解除の決定が正しいか否かを確定しなければならない。

使用者による労働契約の一方的な解除の決定が正しければ、判決書の「検討した結果」において、「事件の証拠に対する分析により、原告が労働法第 38 条第 1 項第 a 号に違反したと判断するための十分な根拠がある。したがって、原告に対する被告の労働契約の一方的な解除の決定は正しかった」と述べる。

使用者による労働契約の一方的な解除の決定が違法であれば、判決書の「検討した結果」において、「事件の証拠に対する分析により、原告が労働法第 38 条第 1 項第 a 号に違反したと判断するための十分な根拠がない（又は全く根拠がない）。したがって、原告に対する被告の労働契約の一方的な解除の決定は違法であった」と述べる。

次に、原告の請求について分析する。

働くことができなかった期間に対する賠償請求については、労働者が働くことができなかった日数及び労働者の 6 か月間の平均給与を具体的に算定し、その結果に基づき被告が原告に賠償すべき金額を算出する。

各種制度に関する原告の請求を判断する際、適用する法律条項を引用しなければならない。

訴訟費用について判断する。

1.3. 判決書の決定部の作成方法

1.3.1. 要件

判決書にある決定は事件における当事者の権利・義務を具体的に確定するものである。これらの権利・義務は判決が法的効力を発してから執行され、双方が履行しなければならない。そのため、第一審民事判決書は以下の要件を満たさなければならない。

合議体の判断と一致すること。判断はあるが決定がない又はその反対のことがあってはならない。

判決書の決定は当事者の請求を超えるか、当事者の請求を見落としてはならない。これは判決書の作成原則（2.4）に述べた重大な要件である。

第一審判決書の決定は具体的、明確、正確でなければならない。また、複数の解釈を許してはならない。不動産に関する紛争事件については、判決書において境界を明記し、図面を添えなければならない。

判決書には「〇〇要求については、当事者は別の事件で提訴する権利がある」等、当事者の権利・義務の確定を伴わない決定を含むべきではない。

1.3.2. 判決部の表示

民事訴訟法第 238 条第 5 項及び 2005 年 3 月 31 日付最高人民裁判所裁判官評議会第 01/2005/NQ-HDTP 号決議の規定により、第一審民事判決書の決定部は以下の主要な内容を含まなければならない。

a. 適用法令の記載

・適用法令の位置付け

最高人民裁判所裁判官評議会の第一審民事判決書様式取扱説明書（第 26 項）により、法令は決定部に記載しなければならない。実際、多くの民事判決書には適用法令が決定部の前に記載されている。このように適用法令を決定部の前に記載することは間違いである。

・法令の引用について

民事訴訟法の諸規定により、管轄・時効・期限等に関する法令のように、どの事件の解決

においても根拠となる法令は判決書に引用する必要はない。裁判所が特定の場合において、当事者に履行を強制する決定を下す根拠となる法令のみを引用する。合議体が当事者に直ちに履行させる義務がある場合、判決書にその決定を明記しなければならない。この場合、民事訴訟法第 375 条第 2 項を引用しなければならない。

例： 労働災害賠償事件において、裁判所は使用者（被告）が労働者（原告）に労働災害の治療費として 500 万ドンを賠償しなければならないと決定し、被告がこれを直ちに履行しなければならないと決定した場合、判決書には次のように明記しなければならない。

労働法第〇〇条及び民事訴訟法第 375 条第 2 項に基づき、被告に対して原告に労働災害の治療費として 500 万ドンを賠償することを命ずる。この賠償金額は不服・異議申立てがあっても直ちに支払わなければならない。

法律の引用については、1.2.2 節の c（法律の引用について）における説明の通り内容について正確・十分に引用しなければならない。

b. 当事者の請求に対する裁判所の決定の記載

これは決定部の最も重要な内容である。なぜならば、これは事件解決の指針を明確にするからである。この内容に基づき、紛争当事者が裁判所の判決を遵守・執行する義務を負う。判決の執行を困難にするあいまいで不明瞭な判決を避けるために、判決書の諸決定の内容は各当事者の各請求に対して明確・詳細・具体的に記述しなければならない。

例：

- + 離婚事件において、判決書の決定は「グエン・バン・B 氏が能力及び地域の共通事情に見合った子供養育費を支給すること」と記載してはならず、「グエン・バン・B 氏が毎月〇〇ドンの子供養育費を子供が 18 歳になるまで支給すること」と記載しなければならない。
- + 解雇処分に関する紛争事件において、判決書の決定は「使用者が労働者の労働法に基づいたすべての金銭的利益を回復する義務を負うこと」と記載してはならず、「使用者が（具体的な義務を列挙）以下の義務を負うこと。
 - 労働者を再雇用すること。
 - 労働者が働くことのできなかった期間に対して〇〇ドンを賠償すること。
 - 2 か月分の給料の〇〇ドンを賠償すること。等」と記載しなければならない。

事件に複数の当事者がおり、各当事者が複数の請求をする場合、判決書における決定を記載する際、裁判官は裁判所の決定を次の順で記載するように注意すべきである。

- (1) 原告の請求に対する決定
- (2) 被告の請求に対する決定
- (3) 独自の請求をする利害関係者の請求に対する決定

通常、当事者の請求に対して、裁判所の決定は以下の一つの場合に該当する。

- ・当事者の全請求を認める。
- ・当事者の一部の請求を認める。
- ・当事者の請求を認めない。

裁判所が当事者の一部又は全部の請求を認める場合、一部又は全部の請求を認めることは具体的な決定に明記されているため、判決書には一部又は全部の請求を認める旨を記載する必要はない。例えば、離婚事件において、原告が離婚成立、子供養育権及び財産の半分の分与を請求した。裁判所が原告の全請求を認めれば、判決書の決定部に「被告に対する原告の全請求を認める」と記載する必要はない。その代わりに、次の内容のみ記載する。

1. 婚姻関係について

原告（〇〇氏）と被告（〇〇氏）は離婚できる。

2. 共通の子供について

〇〇原告は共通の子供である△△ちゃんを養育することができる。被告は原告に△△ちゃんが18歳になるまで養育費として毎月〇〇ドンを支給しなければならない。被告は子供を訪問する権利を有する。

3. 財産について次のように分与する。

原告は（財産及びその財産の価格を個別に列挙）を享受する。

被告は（財産及びその財産の価格を個別に列挙）を享受する。

- ・裁判所が当事者の請求を認めない場合、その当事者の請求を棄却する旨を明記しなければならない。

例：離婚事件において、裁判所が原告の離婚請求を認めなければ、判決書の決定部において、次のように記載しなければならない。

〇〇原告の離婚請求を棄却する。

-
- ・複数の請求の内、合議体が一部の請求しか認めない場合、判決書には合議体が認めない請求を明確・完全に記載しなければならない。「その他の請求を棄却する」と漠然とした記載をしてはならない。

例： 契約外損害の賠償請求事件において、原告が被告に対して入院費、薬代、逸失所得、財産に関する損害賠償を請求した。合議体が原告の入院費及び薬代に関する請求のみを認める場合、判決書の決定部に次のように記載しなければならない。

- + 被告に対して原告に以下を賠償することを命ずる。
- ○○ドンの入院費
- ○○ドンの薬代
- 合計○○ドン
- + 被告に対する原告の以下の請求を棄却する。
- ○○ドンの逸失所得
- ○○ドンの財産に関する損害賠償

判決書には次のように記載してはならない。

- + 被告に対して原告に以下を賠償することを命ずる。
- ○○
- ○○
- + 被告に対する原告のその他の請求を棄却する。

- ・合議体が当事者の一部の具体的な請求しか認めない場合、判決書の決定にどの部分を認め、どの部分を認めないかを明記する必要がある。

例： 原告が被告に1億ドンの支払を請求した。合議体が被告に対して7,000万ドンの支払しか認めない場合、判決書には次のように記載しなければならない。

- 被告に対して原告に7,000万ドルを支払うことを命ずる。
- 被告に対する原告の3,000万ドルの請求を棄却する。

上記の記載は原告の請求に対する合議体の決定を明確に示しているだけでなく、棄却された3,000万ドルに対する訴訟費用は原告が負担することと関連する。現在、ほとんどの判決書は被告に対する原告への賠償を命ずる決定のみ記載し、原告の請求を棄却した決定内容を記載していない。しかし、第一審の訴訟費用については、その棄却された分を原告に負担させているため、記載が不十分である。

- + 判決書には当事者の義務のみを具体的に記載し、権利を享受する当事者のその義務に対応する権利を記載する必要はない。

例： 合議体は B が A に 500 万ドルを支払うことを認めた場合、判決書の決定に「B に対して A に 500 万ドルを支払うことを命ずる」と記載しなければならない。

現在、多くの判決書は次のように記載している。

- B に対する A の 500 万ドルの支払請求を認める。
- B に対して A に 500 万ドルを支払うことを命ずる。

又は

- B に対して A に 500 万ドルを支払うことを命ずる。
- A は B から 500 万ドルの支払を受けることができる。

上記の 2 通りの記載とも冗長である。B が A に対する義務を履行するなら、当然ながら A はその権利を享受することができる。

- + 被告の反訴請求又は利害関係者の独自の請求がある事件については、それらの権利の表示方法は原告の権利の表示方法と同様である。

例： 原告が被告に対して 1,000 万ドルの商品代金の支払を請求した事件において、被告が原告の納期遅延及び商品違いにより 200 万ドルの損失を負ったとして、原告に 200 万ドルの賠償を反訴請求した。合議体が原告及び被告の請求を認めれば、判決書の決定は次のように記載しなければならない。

- 被告に対して原告に 1,000 万ドルの商品代金を支払うことを命ずる。
- 原告に対して被告に 200 万ドルの損害賠償を支払うことを命ずる。

上記の事件の場合、現在判決書には通常「双方の義務を相殺して、被告に対して原告に 800 万ドルを支払うことを命ずる」と追記するが、このように言い渡す必要はない。裁判所は各当事者の請求を処理するため、判決書には各当事者の請求に対する合議体の決定を明確に記載しなければならないが、当事者の間の義務を相殺することは義務を履行する際のことである。

判決執行期限までに、原告は被告に1,000万ドルの支払を請求することができる。被告も原告に200万ドルを請求すれば、当然ながら被告は原告に800万ドルしか支払う必要はない。反対に被告が判決執行を請求しなかった又は判決執行期限が過ぎてから請求したのなら、原告に対して請求する権利を失うこととなる。そのため、被告に対して原告に800万ドルを支払えと言い渡せば、原告の200万ドルの請求権利を失くすることとなる。

また、被告に対して原告に800万ドルを支払えと言い渡せば、原則として被告は800万ドルの第一審の訴訟費用しか収める必要はない。しかし、本事件においては、被告が1,000万ドルの第一審の訴訟費用を、原告が200万ドルの第一審の訴訟費用を納めなければならない。

注意

1. 事件の諸事項は「検討した結果」に記載するため、判決書の決定には事件の諸事項を再記載しない。

例：

- + 相続事件において：判決書の決定部には以下の事項を記載する必要はない。
 - 被相続人の確定
 - 相続時点の確定
 - 相続品の確定
 - 相続財産の確定
- 等

- + 離婚事件において：判決書の決定部には以下の事項を記載する必要はない。
 - 夫婦関係が合法であるとの確定
 - 共通の子供の数の確定
 - 共通財産の確定
- 等

2. 原告が複数の被告に対して提訴した事件において、合議体が一人又は一部の被告に対してのみ原告に対する義務を履行することを命じたならば、判決書の決定部に義務を履行する必要のない当事者を明記しなければならない。

例： AとBがC氏の自宅に侵入し私物を盗んだ。C氏が侵入を発見し、追いかけたときにAにより棒で殴られ負傷した。C氏の子供がAとBに金づちを投げ掛けたが、AとBに当たらずつぼに当たり、つぼを割った。C氏がAとBに対して負傷とつぼに対する損害賠償を請求し、提訴した。合議体がAに対しC氏に負傷に対する損害賠償を命じたが、つぼの損害賠償を認めなかった。

この場合、判決書の決定部に次のように記載しなければならない。

- + グエン・バン・A氏がチャン・バン・C氏に負傷に対する損害賠償として〇〇ドンを支払うこと。
 - + チャン・バン・C氏のグエン・バン・A氏及びグエン・バン・B氏に対する割れたつぼの価値〇〇ドンの損害賠償の請求を認めない。
 - + グエン・バン・B氏はチャン・バン・C氏に対して損害賠償責任を負わない（又はチャン・バン・C氏のグエン・バン・B氏に対する負傷に対する損害賠償の請求を認めない）。
3. 複数の当事者が1人又は複数の当事者に対して連帯責任を負う事件において、判決書の決定は該当当事者の連帯責任を明記するとともに該当当事者それぞれの責任を定めなければならない。

例： A氏とB氏がC氏に対して300万ドンの賠償の連帯責任を負う。そのうち、Aの負担は200万ドン、Bの負担は100万ドンである。この場合、判決書の決定部に次のように記載しなければならない。

A氏とB氏に対してC氏に300万ドンの連帯賠償を命ずる。そのうち、Aの負担は200万ドン、Bの負担は100万ドンである。

4. 当事者の氏名・名称の記載は判決書の導入部における当事者の氏名・名称の記載の通り正確で完全でなければならない。

- 当事者が個人の場合、姓、ミドルネーム、名を記載する

例： グエン・バン・A氏に対してルオン・ティ・B氏に〇〇ドンを賠償することを命ずる。
「A氏に対してB氏に〇〇ドンを賠償することを命ずる」と記載してはならない。

- 当事者が団体の場合、その団体名を完全に記載する

例： 有限会社ホー・グオム・サイン（取引名称：HOGUXA Company Limited）に対してグエン・バン・A氏に〇〇ドンを支払うことを命ずる。
「ホー・グオム・サイン社に対してA氏に〇〇ドンを支払うことを命ずる」と記載してはならない。

「〇〇社（代表：グエン・バン・A氏）に対して〇〇を賠償することを命ずる」のように、現在の多くの判決書が記載している企業の代表者の氏名を記載する必要はない。

義務を履行するのは企業・団体であり、代表者が義務を履行する必要はないのに加え、代表者はしばしば交代するため、以上のように記載する必要はない。

5. 第一審の訴訟費用については、法律の規定にのっとり具体的な訴訟費用を記載しなければならない。

6. 訴訟費用の次に、当事者の控訴権を記載する。欠席した当事者がいれば控訴期間の開始日を明記しなければならない。

例：労働災害に対する損害賠償を請求する労働事件において、被告（使用者）が欠席した。合議体が原告の請求を認め、被告に対して労働災害手当を直ちに支給するように命じた場合、判決書の決定に次のように記載しなければならない。

- + 被告（〇〇）に対して原告（〇〇）に以下を賠償することを命ずる。
- 〇〇ドンの入院費
- 〇〇ドンの薬代
- 〇〇ドンの職業能力低下
- 被告（〇〇）が原告（〇〇）に合計〇〇ドン进行賠償すること。

本決定は、原告の請求があった際、直ちに執行力を持つ。

- + 被告は〇〇ドンの第一審の訴訟費用を納めなければならない。
- + 判決執行権を有する者の判決執行請求が提出される日から全項目が執行される日まで、判決執行義務を負う者は執行すべき金額に対して、未執行期間に応じた中央銀行による基本金利に基づいた利息を負担しなければならない。
- + 原告は判決言渡し日から 15 日間控訴する権利を有する。
- + 被告は判決書が被告の本社がある地区の人民委員会に公示される日から 15 日間控訴する権利を有する。

7. 判決執行請求権、判決執行義務及び判決執行時効を（民事判決執行法第 26 条の規定に基づき）記載する。具体的には、「判決・決定が民事判決執行法第 2 条に基づき執行される場合、民事判決執行権を有する者及び民事判決執行義務を負う者は、同法第 6 条、第 7 条及び第 9 条の諸規定に基づき、判決執行に関する交渉権及び請求権を持ち、判決を自主的に執行する又は判決が強制的に執行される。判決執行時効は同法第 30 条の規定に基づくと記載する。

8. 判決書の最終部には、評議室において承認された判決書の原本であれば、合議体の全構

成員の署名・氏名がなければならない。提訴した当事者・機関・団体及び同級検察院に送達する判決書の正本であれば，次のように記載する。

送達先

- ○○○
- ○○○
- ○○○

合議体の代表

裁判長

(署名・捺印)

(氏名)

H市人民裁判所

ベトナム社会主義共和国

独立—自由—幸福

判決番号：09/2005/DSST

2005 年2月2日

民事契約紛争の件

(家屋売買契約)

ベトナム社会主義共和国の名において

H市人民裁判所は

以下の者により構成された第一審合議体によって

裁判長裁判官： チュウ・ティ・T

人民参審員： 1. グエン・ティ・キム・H

2. グエン・ドゥク・L

公判期日の調書を記載する裁判所書記官：H市人民裁判所職員チャン・ヒュウ・N

下記当事者間における、2003年12月1日付受理番号55/2005/TLST-DS家屋売買契約紛争事件の第一審公判を、2005年1月13日付20/2005/QDXX-ST号公判開始決定に基づき、2005年2月2日にH市人民裁判所の所在地において開いた。

1. 原告：グエン・テイ・N, H市C区Y町L集合団地83番通り第3小路22号棟在住

原告代理人：ダオ・バ・D, H市TL県M街区CT1A-DN1号棟306号室在住（2003年12月6日付委任状）

2. 被告：

- ダオ・ビック・L, H市D区V町N通り16番在住

- タイ・H, N省V市MK通り102番在住

被告代理人：ホ・テイ・V, N省V市Q町A5号棟在住（2004年1月12日付委任状）

3. 利害関係人：

グエン・スアン・B, グエン・ズイ・D, グエン・バオ・N及びグエン・テイ・ビック H, H市D区T通り39番地（旧215番地）在住

確認した結果

2003年12月1日付訴状及びH市人民裁判所における陳述において、原告（グエン・テイ・N）は次の通り主張する：

H市D区T通り215番（現在は39番）の家屋は国家所有のものであり、Nの両親が1950年以来居住目的で借用していた。

1972年、ダオ・ビック・Lは婚姻によりN家族の一員となった。1993年、A（Lの夫）が死亡し、Lは上記家屋についてH市第一住宅経営公社との間の賃貸借契約の当事者となった。当該家屋賃貸借契約には、更に構成員5名（B, Nのほか、Lの子であるグエン・ズイ・D, グエン・バオ・N及びグエン・テイ・ビック・H）が含まれていた。書類上の家屋の面積は58.9平方メートルであるが、使用の過程で、Lの家族は内側部分に4.5階建てを増築、外側

部分は4級家屋（注：傾斜屋根葺の一階建て家屋）のままとしている。

1997年12月27日、Lは、北亜商業銀行株式会社に対する借入債務の返済とその他の債務の清算のために、T通り215番の家屋を代金15億5,000万ドンでタイ・H（北亜商業銀行株式会社総頭取）に売り渡す旨の契約証書を作成した。この証書にはLのほか、家族構成員5名の署名があるが、Nは、Nと（グエン・ティ・ビック・）Hの署名は、Lが偽造したものであると断定する。Nは、当時は他の所に転居しており、T通り215番でLの家族とともに生活していなかったため、Lと（タイ・）Hとの間のこの家屋の売買については全く知らなかったためである。Nは、LがNの同意を得ることなしにこの家屋を売買したことは法律違反である旨主張する。

N（原告）は、裁判所に対して、Lとタイ・Hとの間のT通り215番の家屋の売買契約を無効とするよう求め、かつ、タイ・Hに対してこの家屋を返還するよう求める。

ダオ・ビック・L（被告）は、次のとおり主張する。

T通り215番の家屋の使用権及びその発生経緯については原告の主張に同意する。また、タイ・Hに家屋を売る契約をした際、家屋売買の手続を完了するため、N及びHの署名を偽造したことも認める。さらに、Hが売買代金15億5,000万ドンをLに支払ったことも認める。しかし、LとHの間には、Lが銀行に対する借金を完済したときには、T通り215番の家屋を取り戻すことができるとする口頭での約束があった。そのため、双方は一般規定に従った売買手続を行わず、Lは引き続き、2002年まで住宅経営公社に賃借料を支払っていた。家屋売買の後、Lは代金の一部で、現在Lとその家族の居住しているN通り16番地の家屋を購入し、（T通り215番地の）家屋をタイ・Hに引き渡した。

Lは、自己の行為が違法であると認識し、T通り215番の家屋は自分の夫の家族の財産であるから取り戻したいと考えているため、Hとの1997年12月27日付家屋売買契約の無効とするよう、裁判所に求める。

タイ・H（被告）は次のとおり主張する。

T通り215番の家屋は国家所有に属する家屋であり、Lの家族が賃貸借をしていた。Lと

の間で、家屋面積を90平方メートルと記載した1997年12月27日付家屋売買契約証書を作成したことなど、L及びNが主張している内容は認めるが、LがNを含め家族構成員2名の署名を偽造していたことは知らなかった。現在、(タイ・)Hは次の関係書類を保管している：Lと住宅経営公社が契約当事者である1997年6月16日付第2876号賃貸借契約書、1997年12月27日付のT通り215番の家屋の売買契約書、Lが作成した手付金の領収書及び売買代金の領収書である。契約を締結する際、両当事者は、売買契約書を作成し、国家所有家屋の賃貸借契約に氏名の記載されているすべての家族構成員が一斉にこれに署名しているのだから、契約は適法である。LがNとHの署名を偽造したことはLが責めを負うべきことであり、Hはそのことについては知らず、また、署名が真正なものであるか否かについて知らなければならないという責任もない。

タイ・Hは、Nの請求及びLの意見には同意せず、裁判所が自分とLとの間の1997年12月27日付家屋売買契約を有効なものとして公に認めるよう求める。

もし、NとLが家屋を取り戻したい場合には、Lは自分に対し、裁判所が評価した価額64億3,339万5,000ドンを支払わなければならない。そのうち、家屋売買代金が15億5,000千万ドンであり、48億8,389万5,000ドンが価額変動分である。

Lは、家屋代金を支払えという上記のHの要求には同意しない。なぜならば、Lによれば、T通り215番家屋の家屋全体の平面図上の総面積に含まれている回廊の面積である、1.4メートル×5.4メートル=7.56平方メートルの部分は、タイ・Hに譲渡された215番家屋の面積90平方メートルには含まれないからである。したがって、総面積を基準として計算し、家屋の価額は64億3,339万5,000ドンであると査定するのは不当である。

利害関係人であるグエン・スアン・B、グエン・ズイ・D、グエン・バオ・N及びグエン・テイ・ビック・Hは、いずれも一致して原告の主張・意見に同調した。

検討した結果

公判廷で取り調べられた記録に現れた資料を検討した上で、公判廷での弁論の結果に基づき、合議体は次のとおり認定する。

1. グエン・ティ・N（原告）の請求について

事件記録に現れた資料及び当事者の主張に照らし、以下の事実は当事者間に争いがない。

T 通り 215 番の家屋は、国家所有に属し、L を世帯主とし、N のほか、グエン・スアン・B、グエン・ズイ・D、グエン・バオ・N 及びグエン・ティ・ビク・H を構成員とする家族 6 名が合法に賃借している。1997 年 12 月 27 日、L はタイ・H との間で、タイ・H に対し当該家屋を 15 億 5,000 万ドンの代金で売却する旨の契約書を作成した。被告（ら）は、以上の事実については争わないので、裁判所は民事訴訟法第 80 条第 2 項に基づき、この事実を真実と認める。

幾つかの民事、婚姻及び家族紛争の解決作業における法律の適用について指導する最高人民裁判所裁判官評議会 2003 年 4 月 16 日付決議 01/2003/NQ-HDTP 号によれば、国家の所有に属する居住用家屋の賃貸借契約の譲渡に際しては、当該賃貸借契約に列挙されている当事者全員がその譲渡に同意し、譲渡申請書を作成した上、双方当事者において、所在地を管轄する地区人民委員会へ赴いて確認を得た後、家屋を管理する機関の同意を得ることが条件となる。そして、譲渡を受ける側が H 市に戸口のある者でなければならない。各当事者が提出した証拠上でも、また、当公判廷においても、N 及び L はいずれも 1997 年 12 月 27 日付の家屋売買契約書にあるグエン・ティ・N 及びグエン・ティ・ビク・H の署名は L が書いたものであることを認めている。裁判所が公判準備段階で命じて行わせたこれらの署名の鑑定書類においても、契約書上の N 及び H の署名は、N 及び H の真正な署名ではない旨結論付けられている。したがって、書名を偽造した旨の L の供述が真実であると証明する十分な根拠がある。

タイ・H は、タイ・H と L との間で家屋の売買をしたことを N が知っていたことを証明できていない。

タイ・Hの供述によれば、タイ・Hは家屋を購入した時点でH市に戸口がなかった。この供述は、裁判所がタイ・Hの居住地にある地区公安局に確認したところとも一致する。

H市第一住宅経営公社における調査の結果によれば、タイ・HとLは、Lとタイ・Hとの間の家屋の譲渡申請を行っておらず、地区人民委員会の確認も受けていなかった。

1995年民法第131条、第136条及び第443条並びに幾つかの民事、婚姻及び家族紛争の解決作業における法律の適用について指導する最高人民裁判所裁判官評議会2003年4月16日付決議01/2003/NQ-HDTP号第3条cの規定に照らすと、L及びタイ・Hは、国家所有の家屋を譲渡する際の手続に関する法律が規定する手続を履践していなかったことになる。よって、Lとタイ・Hとの間の1997年12月27日付の家屋売買契約は無効である。両者は、民法第146条第2項により、原状回復をしなければならず、落ち度のある側は賠償をしなければならない。

したがって、Lとタイ・Hとの間の家屋売買契約を無効とすることを求めるN（原告）及び原告側の利害関係人らの請求はこれを認容することができる。

2. タイ・H（被告）の請求について

Lとタイ・Hとの間の1997年12月27日付家屋売買契約は無効であるため、1995年民法第146条第2項により、落ち度のある当事者は（これによって）生じた損害を賠償する責めを負う。

L及びタイ・Hが、所轄機関において家屋売買契約締結の方式と手続についての民法第443条及び444条の規定するところを履践しなかったことは両者の落ち度である。Lは、家屋売買契約締結時にNとHの署名を偽造したことについて責任がある。また、タイ・Hには、タイ・H本人がH市に常駐戸口を有していなかったにもかかわらず、Lとの間で家屋売買契約を締結したという落ち度がある。これらを総合考慮すると、本件においてはHよりもLの落ち度の方が大きく、民法第146条の規定による契約無効による損害の賠償については、Lは80%の責任を負い、Hは20%の責任を負うものと確定する根拠となる。

上記のとおり被告らの責任割合を判断した上で、契約無効による損害賠償の処理は以下の通りとする。

回廊の面積（道に隣接する部分）である 1.4 メートル× 5.4 メートル=7.56 平方メートルを家屋の面積の一部として計算することに同意しないとする L の主張はこれを容認する根拠がない。なぜなら 1997 年 12 月 27 日付の家屋譲渡契約書では L 自身が家屋の面積が 90 平方メートルであると確認している上、家屋価額評価委員会の調査結果によれば、家屋の面積は回廊部分の面積 7.56 平方メートルを含むものだからである。

そして、2004 年 12 月 14 日付の家屋価額評価報告書によると、当該家屋の価額は、敷地価額である 89.14 平方メートル×7,000 万ドンの 62 億 3,980 万ドンに家屋の価格 1 億 9,359 万 5,000 ドンを加えた合計 64 億 3,339 万 5,000 ドンである。そこから 1997 年 12 月の時点で L が受領した家屋売買の時価 15 億 5,000 万ドンを控除すると、48 億 8,339 万 5,000 ドンが価額変動の分（すなわち契約無効により生じた損害額）である。

L は全損害額の 80%を負担しなければならない=39 億 671 万 6,000 ドン

H は全損害額の 20%を負担しなければならない=9 億 7,667 万 9,000 ドン

契約が無効であるため、両者は相互に受け渡していた金額を返還し、かつ発生した損害について責任を負わなければならない。具体的には、タイ・H は、L 及び家屋賃貸借契約に列挙されている構成員に対し T 通り 215 番の家屋の全部を返還しなければならない。L は H に対して、54 億 5,671 万 6,000 ドン（1997 年に受け取った家屋代金 15 億 5,000 万ドン及び価格変動による損害額 39 億 671 万 6,000 ドンの合計）を支払わなければならない。

* 訴訟費用について

訴訟費用、訴訟手数料に関する 1997 年 6 月 12 日付政府令第 70/CP 第 7 条第 2 項に基づき、L は第一審訴訟費用 2,828 万 9,460 ドン、タイ・H は 514 万 3,540 ドンを負担しなければならない。ただし、両名とも訴訟費用の減免を申請し、それは住居地の公務所によって確認されているので、訴訟費用、訴訟手数料に関する政令 1997 年 6 月 12 日付の第 70/CP 第 13 条第 3 項に基づき、両者に対して上記訴訟費用の半額をそれぞれ免除する。よって、

L は、民事第一審訴訟費用 1,414 万 4,730 ドンを納付しなければならない。

タイ・H は、民事第一審訴訟費用 257 万 1,770 ドンを納付しなければならない。

N には、予納した訴訟費用 600 万ドンを返還する。

上記の根拠により

決定

1995年民法第131条、第136条、第146条及び第443条、幾つかの民事、婚姻及び家族紛争の解決作業における法律の適用について指導する最高人民裁判所裁判官評議会 2003年4月16日付決議01/2003/NQ-HDTP号第3条c並びに訴訟費用、訴訟手数料に関する1997年6月12日付政府令第70/CP第7条第2項及び同第13条第3項を適用し、以下のとおり宣告する。

1. ダオ・ビック・Lとタイ・Hとの間の1997年12月27日付H市D区T通り215番の家屋売買契約は無効な契約である。
2. タイ・Hは、H市D区T通り215番の家屋をグエン・ティ・N及び同家屋の賃貸借契約に列挙されている家族構成員、すなわちダオ・ティ・ビック・L、グエン・スアン・B、グエン・ズイ・D、グエン・バオ・N及びグエン・ティ・ビック・Hに返還しなければならない。
3. ダオ・ビック・Lがタイ・Hに元の家屋代金15億5,000万ドン及び損害額39億671万6,000ドンの合計54億5,671万6,000ドンを支払うことを命ずる。
4. タイ・Hの9億7,667万9,000ドンの損害賠償請求を棄却する。
5. 訴訟費用について：
 - ダオ・ビック・Lは、第一審訴訟費用1,414万4,730ドンを負担しなければならない、タイ・Hは第一審訴訟費用257万1,770ドンを負担しなければならない。
 - 原告には、H市D区判決執行機関に納付された2003年3月25日付第0776号の領収書記載の予納費用600万ドンを返還する。

本判決が法的効力を生じた後、判決執行権者が執行申立てを行い、本判決の履行をするべき者がその履行をしない場合には、その者は、未履行の金額につき国家銀行の規定する基準による利率にしたがって計算される、判決執行権者が判決執行申立てを行った日から

起算される遅延期間に応じた利息を負担しなければならない。

公判に出廷した当事者は、判決宣告の日から 15 日以内に限り、控訴することができる。
公判に欠席した当事者は判決書の交付を受けた日又は判決書が公示された日から 15 日以内に限り控訴することができる。

送付先：

第一審合議体の代表

- グエン・ティ・N

- ダオ・バー・D

- ダオ・ビク・L, タイ・H,

グエン・スアン・B, グエン・ズイ・D,

グエン・バオ・N, グエン・ティ・ビク

ク・H

- H市第一住宅経営公社

- H市人民検察院

保管：事務局，民事部，事件記録係

裁判長

チュウ・テイ・T

注：本件は 2005 年に審理が行われたものであるため、判決文には、判決執行申立権、判決執行義務及び判決執行期限についての記載はない。